別表第二の表二の第一の一のロの⑶中14の項を17の項とし、13の項を16の項とし、12の項を削り、11の項を14の項とし、同項の次に次の一項を加える。

15	*Panthera leo*（ライオン）	インドの個体群に属する個体等については昭和55年11月４日、その他の個体等については令和３年１月４日

別表第二の表二の第一の一のロの⑶中10の項を12の項とし、同項の次に次の一項を加える。

13	*Neofelis diardi*（スンダウンピョウ）	昭和55年11月４日

別表第二の表二の第一の一のロの⑶中９の項を11の項とし、８の項を10の項とし、７の項を９の項とし、同表の第一の一のロの⑶の６の項中「*Leopardus jacobius*」を「*Leopardus jacobita*」に改め、同項を同表の第一の一のロの⑶の８の項とし、同表の第一の一のロの⑶中５の項を６の項とし、同項の次に次の一項を加える。

7	*Leopardus guttulus*（サザンタイガーキャット）	平成２年１月18日

別表第二の表二の第一の一のロの⑶の４の項の次に次の一項を加える。

5	*Herpailurus yagouaroundi*（ジャガランディ）	昭和55年11月４日

別表第二の表二の第一の一のロの⑶に次の一項を加える。

24	*Puma concolor*（ピューマ）	コスタリカ及びパナマの個体群に属する個体等については昭和55年11月４日、その他の個体等については令和３年１月４日

別表第二の表二の第一の二のリに次のように加える。

	⑻　めじろ科	
1	*Zosterops albogularis*（ノーフォークメジロ）	令和３年１月４日

別表第二の表二の第一の二のワの⑴の６の項を削り、同表の第一の二のワの⑶の29の項中「のうち*Pezoporus wallicus flaviventris*（キバラキジインコ）以外のもの」を削り、同表の第一の二のワの⑶中37の項を39の項とし、36の項を38の項とし、35の項を37の項とし、34の項を35の項とし、同項の次に次の一項を加える。

36	*Psittacus erithacus*（ヨウム）	平成29年１月２日

別表第二の表二の第一の二のワの⑶の33の項の次に次の一項を加える。

34	*Psephotus pulcherrimus*（ゴクラクインコ）	令和３年１月４日

別表第二の表二の第二の⑷の６の項中「*Echinocereus ferreirianus* ssp. *lindsayi*（エキノケレウス・フェルレイリアヌス・リンドサイイ）」を「*Echinocereus ferreirianus* ssp. *lindsayorum*（エキノケレウス・フェルレイラヌス・リンドサヨルム）」に改め、同表の第二の⒀の３の項及び４の項を削り、２の項を４の項とし、１の項の次に次の二項を加える。

2	*Cattleya jongheana*（カトレヤ・ヨンゲアナ）	昭和55年11月４日
3	*Cattleya lobata*（カトレヤ・ロバタ）	昭和55年11月４日

別表第二の表二の第二の⒀中８の項を９の項とし、７の項を８の項とし、６の項を７の項とし、５の項を６の項とし、同項の前に次の一項を加える。

5	*Mexipedium xerophyticum*（メクスィペディウム・クセロフェティクム）	平成２年１月18日

別表第三の⑺中１の項を２の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Polystichum neolobatum*（ヤシャイノデ）	

別表第三の第一の⑾中６の項を７の項とし、５の項を６の項とし、４の項を５の項とし、３の項の次に次の一項を加える。

4	*Polygonatum cryptanthum*（ウスギワニグチソウ）	

別表第三の第一の⑭に次の一項を加える。

2	*Lepisorus oligolepidus*（ウロコノキシノブ）	

別表第三の第一中⑰を⑱とし、⑯を⑰とし、同表の第一の⑮中５の項を６の項とし、４の項を５の項とし、３の項の次に次の一項を加える。

4	*Ranunculus kitadakeanus*（キタダケキンポウゲ）	

別表第三の第一中⑮を⑯とし、⑭の次に次のように加える。

	⑮　さくらそう科	
1	*Lysimachia tashiroi*（オニコナスビ）	

別表第七中23の項を26の項とし、９の項から22の項までを三項ずつ繰り下げ、８の項を削り、７の項を10の項とし、同項の次に次の一項を加える。

11	*Puma concolor*（ピューマ）	コスタリカ及びパナマの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品

別表第七中６の項を９の項とし、５の項を６の項とし、同項の次に次の二項を加える。

7	*Herpailurus yagouaroundi*（ジャガランディ）	中米及び北米の個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
8	*Panthera leo*（ライオン）	インドの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品

別表第七中４の項を５の項とし、３の項を４の項とし、２の項を３の項とし、１の項の次に次の一項を加える。

2	*Ovis gmelini*（オヴィス・グメリニ）	キプロスの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品

附　則

この政令は、令和三年一月四日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉